

令和4年度茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金

募 集 要 領

令和 5年 2月17日

第2版

茨城県防災・危機管理部消防安全課

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	支援金の申請にあたって	1
3	支援金の概要	
	(1) 目的	2
	(2) 概要	2
	(3) 主な手続の流れ	3
4	支援金の交付申請手続	
	(1) 交付申請	4
	(2) 交付額の通知	4
5	交付決定後の手続	
	(1) 申請の取下げ	5
	(2) 変更等申請書	5
	(3) 実績報告書兼請求書	5
	(4) 支援金の支払	6
6	支援金の交付条件等	6
7	作成例	
	(1) 値引き額の明示	7
	(2) 支援（値引き）を行った対象世帯一覧	8
8	記載例	
	(1) 交付申請書	9
	(2) 実績報告書兼請求書	10

1 はじめに

本要領（以下「要領」という。）は、「茨城県L Pガス料金負担軽減事業支援金交付要項」（以下「要項」という。）を補完するため作成するものです。

2 支援金の申請にあたって

茨城県L Pガス料金負担軽減事業支援金は、公的な資金である国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としており、県としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本支援金の交付を申請される方や交付を受ける方は、要項及び要領を熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、支援金に係る手続きを適正に行ってくださいますようお願いいたします。

- (1) 本事業は、L Pガス料金の上昇により影響を受ける利用世帯の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- (2) 支援金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 県又は事務局から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- (4) 本補助金の交付決定を通知する前において、値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはなりません。交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等が提出されないと、支援金は交付されません。
- (5) 本事業の関係書類は事業終了後5年間（令和10年度末まで）保存しなければなりません。また、県や事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、支援金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- (7) 調査の結果、不正行為が認められたときは、当該支援金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの支援金のうち取り消し対象となった額に加算金（年率10.95%）を加えた額を返還していただきます。
- (8) 要領、要項に記載のない細部については、事務局からの指示に従うものとします。

3 支援金の概要

(1) 目的

茨城県内の6割以上、約75万世帯で使用しているL Pガスについて、その料金が上昇していることを受け、利用世帯の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 概要

ア 支援対象事業

茨城県内でL Pガス利用世帯を対象※1、※2に、令和5年2月使用分又は3月使用分のいずれかで、対象世帯1回500円の値引きを行ったL Pガスの販売事業者に対し、その値引き原資を支援します。

※1 県内でL Pガスを利用する世帯とし、体積販売で供給されている者。

※2 次の場合は支援の対象外です。

・質量販売で供給している場合

・対象世帯が休止状態の場合

・利用実績が無い(0 m³) 場合

イ 支援対象者

支援金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

《支援対象者の要件》

① L Pガスの販売事業者であること※1

② 県内の利用世帯に対して値引きを行い、当該事実を明示できること※2

③ 2月使用分又は3月使用分における値引きが実施できること

④ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること

⑤ その他、別紙「誓約事項等同意書」に該当すること

※1 液化石油ガス法3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法の登録を受けたものであって、利用世帯にL Pガスを販売する者をいう。

※2 検針票や別紙等における本事業による値引き額

ウ 支援対象経費

支援内容	支援金の額
値引き原資の支援	500円×対象世帯
実施のための経費支援	500世帯未満：2,000円、500世帯以上：3,000円

《税込み6,600円、税抜き6,000円の場合の例》

6,000円（元値）－500円（値引き分）＝5,500円

消費税 550円

利用世帯への請求額 6,050円

エ 値引きの実施

（ア）実施期間、回数

令和5年2月使用分又は3月使用分のいずれかで、各世帯1回の実施とします。

《実施例》

・2月使用分 ＝ 2/7～3/7 使用、3/7 検針分

・3月使用分 ＝ 3/7～4/7 使用、4/7 検針分

※検針日は事業者により異なります

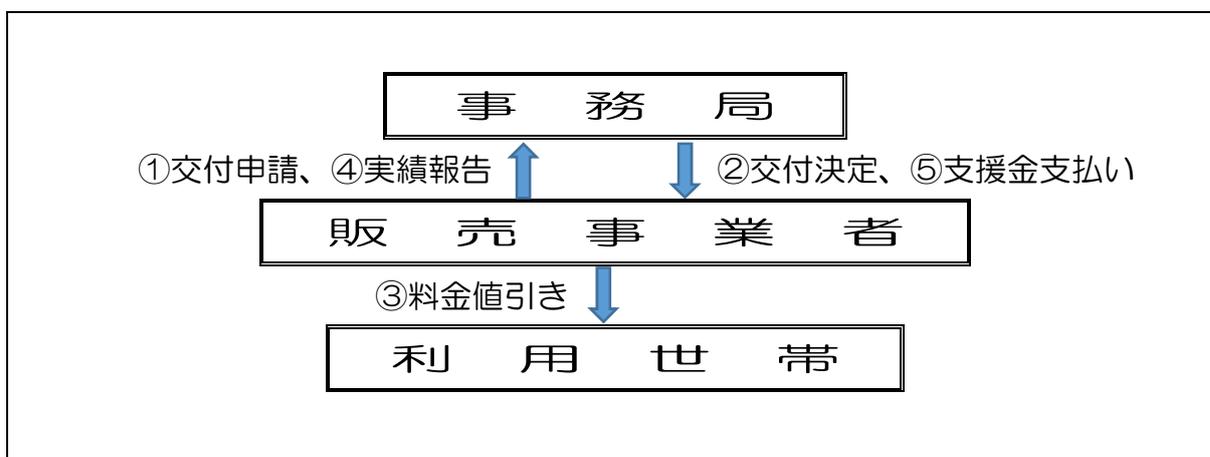
（イ）値引き額の明示

LPガス料金の値引きを実施した際は、利用世帯に対して、検針票や別紙等に、次の内容を記載する必要があります。

《記載例》

・「茨城県の支援で、500円値引き（各世帯1回のみ）されています。」

（3）主な手続きの流れ



4 支援金の交付申請手続

(1) 支援金の交付申請

ア 申請受付期間

令和5年2月10日(金)～令和5年3月20日(月)

申請は、締切りを待たず随時審査を行い交付通知いたします。

イ 交付申請の提出書類

交付申請書(様式1)に次の書類を添付(以下「申請書等」という。)し、1部提出してください。

	添付書類の名称	備考
1	別紙 誓約事項等同意書	
2	その他必要書類	(県又は事務局から指示があった場合)

《注意事項》

- ・提出書類は返却しませんので、申請書等の控え(写し)を保管してください。
- ・県又は事務局から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかに対応ください。
- ・審査状況についてのお問合せには回答できませんので、ご了承ください。

ウ 提出方法

申請は県ホームページの書類をダウンロード等し、電子メール又は郵送・持参によりご提出ください。

<提出先>

メール: lp-shien@pref.ibaraki.lg.jp

住所: 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県防災・危機管理部 消防安全課 産業保安室(LP支援事務局)

(2) 交付額の通知

交付申請書が要項及び要領の要件を満たしているか審査し、適当と認められる場合は、支援金の「交付額通知」を送付します。

交付額通知を受けた者(以下「支援事業者」という。)は、通知に記載された交付の条件に従い、支援対象事業を実施してください。

申請内容が適当でないと判断した場合は、交付できない旨を別途通知します。

※ 交付額通知の前に、値引きを実施した場合は、支援金の対象となりませんのでご注意ください。

5 交付決定後の手続

(1) 申請の取下げ

- ア 提出が必要な場合
支援金の交付申請を取り下げようとする場合
- イ 提出期限
交付決定の日から 10 日以内
- ウ 提出書類
取下書（様式 2）を 1 部提出してください。

(2) 変更等申請書

- ア 提出が必要な場合
支援対象事業の実施中に交付申請内容を変更、中止、廃止しようとする場合
- イ 提出期限
速やかに事務局へ報告の上、指示に従い提出してください。
- ウ 提出書類
 - (ア) 変更の場合
変更等申請書（様式 3）及び事業内容の変更の内容が確認できる書類、及び交付申請から変更となる添付書類を 1 部提出してください。
 - (イ) 中止又は廃止の場合
変更等申請書（様式 4）及び事業内容の中止又は廃止の内容が確認できる書類を 1 部提出してください。

(3) 実績報告書兼請求書

- ア 提出期限
事業完了（値引き実施）後、30 日以内に実績報告書兼請求書を提出してください。
- イ 実績報告書兼請求書の提出
実績報告書兼請求書（様式 4）に次の書類を添付し（以下「報告書等」という。）を 1 部提出してください。

	添付書類の名称	備考
1	支援（値引き）を行った対象世帯一覧※	<記載内容> ①対象世帯（管理番号など世帯を特定できるもの） ②市町村名 ③値引き実施の検針日等 ④値引き実施月の請求月額 ⑤値引き前（前月等）の請求月額
2	その他必要書類	（県又は事務局から指示があった場合）

※ 県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（3件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

<提出先>

メール：lp-shien@pref.ibaraki.lg.jp

住 所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県防災・危機管理部 消防安全課 産業保安室（LP支援事務局）

（4）支援金の支払

実績報告書兼請求書が交付額通知書や要項及び要領の要件を満たしているか審査し、報告内容が適当と認められる場合は、指定された口座へ補助金を振り込みます。

6 支援金の交付条件

- （1）事業者は支援対象事業の経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておいてください。
- （2）県及び事務局は必要に応じて事業者から報告を求めることができ、その報告に対して調査することがあります。
- （3）事務局は事業者が要項の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- （4）事業者は前3項により支援金の交付決定が取り消された場合は、事務局が指定する期日までに遅滞なく支援金を返還しなければなりません。
- （5）事業者は支援対象事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

7 作成例

(1) 値引き額の明示

<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>〇〇〇〇年〇月〇〇日</p> <p>_____ (事業者名)</p>	<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>
<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>	<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>
<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>	<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>
<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>	<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>
<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>	<p>今回検針分のLPガス料金について、茨城県の支援で500円が値引き（各世帯1回のみ）されています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____</p>

(2) 補助（値引き）を行った対象世帯一覧

支援（値引き）を行った対象世帯一覧 ※R5.2.17以降はこちらを参照ください。

支援事業者： _____

実績報告後、県又は事務局が無作為に選んだ利用世帯（3件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検針票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

No	① 対象世帯(管理番号など世帯を特定できるもの)	② 市町村名	③ 値引き実施日 (検針日等)	④ 値引き後の 請求月額（税込）	参考 値引き前の 請求月額（税込）
(例)	123-45-67890-12 (または世帯名)	水戸市	3月7日	6,050円	6,600円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

8 記載例

(1) 交付申請書

記載例

様式1 (第4条関係)

令和 ●年 ●月 ●日

茨城県知事 殿
(LP支援事務局扱い)

申請者 住所 茨城県水戸市○○○-○○○
氏名 茨城エルピーガス株式会社
代表取締役 茨城 一郎

令和4年度茨城県LPガス料金負担軽減支援事業支援金交付申請書

令和4年度茨城県LPガス料金負担軽減支援事業支援金の交付を受けたいので、茨城県LPガス料金負担軽減支援事業支援金交付要項第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

支援(値引き)対象世帯数	500 世帯
支援事業の開始及び完了予定日 ※	令和 ●年 ●月 ●日 ~ 令和 ●年 ●月 ●日
担当者連絡先	(住所) 〒●●●-●●●● 茨城県水戸市□□□-□□□ (所属) 茨城エルピーガス株式会社 販売部 (氏名) 常陸 二郎 (電話) 029-●●●-●●●● (FAX) 029-●●●-●●●● (E-mail) ●●●●@●●●●●●●●

※ 2月使用(3月検針)分又は3月使用(4月検針)分の開始及び完了予定日を記載してください。

《事務局記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	交付決定額

(2) 実績報告書兼請求書

記載例

様式4 (第9条関係)

令和 ●年 ●月 ●日

LP支援事務局 殿

(支援事業者) 住所 茨城県水戸市○○○-○○○
名称 茨城エルピーガス株式会社
代表取締役 茨城 一郎

令和4年度茨城県LPガス料金負担軽減支援事業支援金実績報告書兼請求書

令和 ●年 ●月 ●日付けをもって交付額の通知を受けた支援対象事業に係る実績について、茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要項第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。

支援事業の開始及び完了日	令和 ●年 ●月 ●日 ~ 令和 ●年 ●月 ●日
交付決定額	金 253,000 円
請求額	金 253,000 円

※ 金額は税抜で記入してください。

<振込先>

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input checked="" type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	0 1 2 3	0 1 2	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	0 1 2 3 4 5 6
フリガナ	イバラキエルピーガスカブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク イバラキ イチロウ				
口座名義	茨城エルピーガス株式会社 代表取締役 茨城 一郎				

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

<<事務局記入欄>> ※補助事業者は記入しないでください。

受付日	交付決定額

【お問合せ先、申請書類の提出先】

茨城県防災・危機管理部 消防安全課 産業保安室（LP支援事務局）

※平日 9時から 17時まで

住 所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電 話：029-301-3594

FAX：029-301-2887

メール：lp-shien@pref.ibaraki.lg.jp